

## 平成24年第1回定例会 防災警察常任委員会

平成24年3月16日

亀井委員

災害時の防火対策について何点かお聞きしたいと思います。住宅の密集地では、地震によって発生する火災が一番危惧されていまして、住宅の防火対策が非常に重要であるということが、3・11の震災以降、再び言われております。建築物については、建築基準法の規制がありますし、県土整備局の所管であります。防火対策となりますと安全防災局の所管であるということもあるので、この防火という観点から何点かお聞きしたいと思います。

まず、住宅の防火対策について、どのような仕組みになっているのか確認させてください。

消防課長

住宅などの建築の火災防止につきましては二つの面の規制がございます。一つには御指摘の建築基準法で、建築物の火災による倒壊や延焼を防止するための規制がございます。もう一つには耐火性能といまして、屋根や外壁に火の粉が降りかかっても、容易には燃え移らないようにということで、鉄筋コンクリート造りにするなど、燃えたとしても容易に倒壊しないようにする様々な規制がございます。

消防法の方でございしますが、建物のスプリンクラーなどの消火用設備であるとか、カーテン、じゅうたんなどの防災性能について定めております。個人の住宅の場合につきましては、火災警報器の設置が義務付けられているという仕組みになっております。

亀井委員

住宅の防火対策について、安全防災局としてどのような施策を実施しているのかお聞きします。

消防課長

消防法の規制業務そのものは市町村消防の方でございすけれども、県としましては、広く県民に対する防火の普及啓発ということで、例えば、県のたよりやホームページといった広報媒体を用いて、住宅用火災警報器の普及啓発をやっております。県の総合防災センターにおきましては、消火器体験、地震体験、119番通報体験コーナーがある中で、年間何万人もの方がお越しになっております。

また、少し違った面ですが、市町村では住宅の耐震化への補助を行っておりまして、県も市町村と連携して補助を出していると。これは防火とは直接関係ないように見えるんですが、住宅の倒壊を防ぐことにより火災の延焼を防ぐ、あるいは倒壊による漏電で火災が発生することを防ぐ、さらには道路や避難路がふさがれ、消防隊が進入できないということを防ぐということで、広い目で見ますと住宅の防火対策につながってくるものと考えております。

亀井委員

住宅用の火災報知機にどのような効果があるのかということを知りたいのですが、昨年6月に義務化をされましたが、全国や県内の普及率に関してもお聞きします。

消防課長

平成16年の消防法改正で、平成18年からの新築住宅には既に義務付けされておりましたが、既存住宅については、昨年6月ということで委員の御指摘のとおりです。義務付けが始まった昨年6月の推定普及率ですが、70.6%で、全国では71.1%です。本県は上位から15番目ぐらいの成績ということになっております。

どういう効果があるかということでございますが、早くから義務付けが行われたアメリカの方では、住宅火災による死者が半減したという報告があります。県内ではまだ日が浅いのでそういう統計は出ておりませんが、幾つかの市に聞いてみたところ、例えば、横須賀市ですけれども、昨年の1年間で住宅用火災警報器が設置されていた住宅では、全てぼやで済んでいて早期に消し止められるとか、燃え上がる前に消し止められたケースが多数報告されているということでございますので、非常に効果があるものと受け取っているところでございます。

亀井委員

木造住宅の耐震化についてですけど、特に、大規模火災時に建物が倒壊するかどうかということが非常に重要だと思うんです。大規模火災時に、倒壊したことによって消防車が入れなくて、延焼が広がったと。若しくは、倒壊しなかったことによって、火災は起きたけど延焼は免れたということもありますけども、その辺のところも含めて確認をさせていただきます。

消防課長

耐震化については、昭和56年6月改正の現在の耐震基準より以前に建てられた住宅について進めておりますが、例えば、平成7年の阪神・淡路大震災のときは、死者の死因の8割以上は建物倒壊による圧死ということと、倒壊した建物で漏電などによる火災が多数発生して延焼したと。消防車両がなかなか入れなくて延焼の拡大を防げなかったという報告がされております。

昨年の東日本大震災においても、最大震度7という非常に大きな揺れでしたが、耐震改修された家屋では被害が少なかったというような調査結果が出ております。また、東日本大震災では、津波の被害が大変注目されておりますが、住宅が倒壊して閉じ込められてしまいますと、津波からも火災からも逃げることもできないということで、大きな地震のときには住宅の耐震化ということは非常に重要と思っております。

亀井委員

少し突っ込んだ質問になりますけれども、住宅の耐震化について、昭和56年5月31日以前の旧耐震化基準となっているところに、市町村が補助などをやっ  
ていて、県はそれに上乘せをして助成しますということですが、県内の市  
町村のこの耐震化対策の進捗の度合いがどのぐらいになっているのか、政令市、  
中核市、一般市とありますけど、この助成制度に対してどのように前向きに捉  
えているのかというのが一つと、防火についてもどのような取組がされている  
のか、スプリンクラーの設置が義務付けをされていても、まだ70%というふう  
なお答えもありました。残りの30%に関してどのような進め方をするのかなど  
も含めてお聞きします。

#### 消防課長

神奈川県が耐震化に関する補助制度を設けたのは、法人県民税・事業税の超  
過課税を活用させていただいた市町村地震防災対策緊急支援事業でございま  
した。そのときに耐震診断を始めたわけですが、その後、平成18年から、耐  
震改修そのものに対する補助を始めました。この制度を活用した市町村は13市  
町に限られました。その後、県のこういう制度があるということでもどんどん広  
がってまいりまして、現在、28市町でこの制度を用いるようになってきたとい  
うことで、大変進んでいるのかなと考えてございます。

昨年の東日本大震災では、県内でも最大震度5強を記録し、大変関心を呼び  
まして、各市町とも補正で増額したり件数を増やしています。あるいは、一部  
屋耐震といいまして耐震シェルターや耐震ベットへの制度も、当初はあまり導  
入が進んでいなかったのが、来年度は横須賀市をはじめ、幾つかの市町で新た  
に制度を設けることを検討するということも出てまいりましたので、その後  
もより一層広がっているのかなと思います。

また、防火につきましては、基本的に市町村消防の業務ではございますが、  
例えば、火災警報器でいいますと、なかなか普及が進まないということで、消  
防団による戸別訪問であるとか、ローラー作戦などに取り組んでいるところ  
でございまして。こういう取組をしているところにつきましては、普及率がかなり  
伸びたというような成果を上げている市町村があると承知しております。

#### 亀井委員

最後に、冒頭にお話しさせていただいた件ですが、耐火構造になります  
と建築基準法の絡みもあって、県土整備局の話になってしまう。防火対策に関  
しては、課長からお話を頂いたように安全防災局の所管という話なんです。知  
事がよくおっしゃるように、クロス・ファンクションということで、耐火対策  
にしても防火対策にしても接点があるし、クロス・ファンクションでやってい  
かなければいけないと思うんです。県土整備局の人がいたら県土整備局の方  
にもお聞きしたいところですが、今日はいらっしゃらないので、安全防災局  
のスタンスで、建物の耐火と防火のクロス・ファンクションをどう進めていく  
のかをお聞きします。

#### 消防課長

耐火、防火と言葉も違いますし、そもそもの法制度が違い、所管も違うというところでございますが、地震防災対策という観点からすると、住宅の倒壊を防ぎ、火災の発生や延焼を防ぐという大きな目的は共有されていると認識しております。このための具体的な施策ということになりますと、今回修正させていただきます、神奈川県地域防災計画の第2章、都市の安全性の向上の中に、建築物等の安全確保対策という節を設けまして、具体的な施策、例えば、県土整備局でも耐震診断技術者の養成であるとか、土木事務所では耐震相談も受けています。あるいは、崖地の安全対策などで住宅の倒壊を防ぐと。それから、教育委員会の学校、保健福祉局の病院の安全対策ということで、地域防災計画の中に盛り込まさせていただいたところです。したがって、こういう住宅をはじめとする建築物の安全対策の推進につきましては、今後とも関係各局、とりわけ県土整備局と連携いたしまして、地域防災計画を着実に推進することによって進めてまいりたいというふうに考えていることとさせていただきます。

#### 亀井委員

引き続き、他部局とのクロス・ファンクショナル、それから市町村との連携もしっかりと図りながら対策を進めていただくことを要望して質問を終わります。